

申請書・報告書の記入について

※毎年、年度内に補助金の交付ができていません。

1 団体でも実績報告の提出が遅れますと、亀岡市へ補助金の請求ができません。

また、年度をまたぐと補助金が下りるまで2ヶ月ほどかかりますので、各団体におかれましては、大会終了後、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

- ◆ 補助金交付要項をご熟読ください。
- ◆ 支出の旅費交通費は、派遣計画書並びに派遣報告書によるものです。
- ◆ 修正液等での書き直しは無効です。訂正印または書き直しをお願いします。
- ◆ 申請書・報告書・請求書のすべてにおいて、押印は不要です。

収支予算・決算書の書き方について

- ◆ 会議費・食糧費・雑費・金券類は補助対象外です。
- ◆ 選手強化補助金は補助対象経費の4/10を補助。ただし「2,800円×参加人数」を上限とします。
- ◆ 選手派遣補助金は交通費の1/2を補助。選手派遣計画書に基づき算出してください。

提出時の注意点について

- ◆ 申請書は、**令和7年7月31日（木）まで**に提出して下さい。
- ◆ 報告書には必ず領収証を添付して下さい。**但し書きを必ず明確にして下さい。**

私物で使用するサポーターやシューズ等は補助対象となりません。

領収書の日付は、大会終了後1ヶ月以内に収めてください。

公式に発表されている競技結果、競技中の写真があれば添付してください。

大会終了後1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。